

## (2) 地方公務員の純減目標

「基本方針 2005」で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取組む。

### ① 国基準関連分野

国が定数に関する基準を幅広く定めている分野(国基準関連分野)の職員(教育・警察・消防・福祉関係の200.8万人)については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績(5年間で4.2%)を上回る純減を確保する。特に人員の多い教職員については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保するよう検討する。

### ② 地方分野

上記①以外の地方が主体的に定数を定める分野の職員(107.5万人)については、これまでの実績(5年間で5.4%)を上回る純減が確保されるよう、地方の努力を要請するとともに、国は、地方の定員増をもたらす新たな施策は原則として行わないこととし、真にやむを得ない場合は他の施策の見直しにより全体として増員とならないようにする。

③ 上記②の努力の一環として、公立大学の大学法人化、公営企業等の地方独立行政法人化(非公務員型)、民営化等を進める。

## (3) 純減目標達成のための制度の見直し等

① 新規採用の抑制など人事管理上の対応を検討する。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティーネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を検討する。

② 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み(公証人など)や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。

## (4) 目標の適切な見直し

国家公務員及び地方公務員の純減目標については、今後の「市場化テスト」の本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切な見直しを行う。

## 2. 給与制度改革等

給与制度について、次の方向性で、別紙2の見直しを進める。

### (1) 国家公務員給与

横並び・年功序列の公務員給与制度を抜本的に改革し、職務分類によるきめ細かな官民比較と職階差の大幅な拡大により真に職務と職責に応じた給与体系に移行するとともに、官民比較方法を更に見直すことにより、民間準拠をより徹底し、メリハリの効いた人件費削減を図る。

別紙2の1. について、人事院において早急に必要な検討を行い、来年の人事院